

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 18 日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例第 32 号

藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を
改正する条例

第 1 条 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年藤沢市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項（同条第 3 項）」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項（同条第 4 項）」に改める。

第 32 条及び第 33 条中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に改める。

第 34 条第 1 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に、「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 4 項」に改め、同条第 2 項中「第 9 条の 3 の 3 第 2 項」を「第 9 条の 3 の 3 第 3 項」に改める。

別表第 1 の 1 の項処理手数料の欄中「4,800 円」を「9,000 円」に、「2,500 円」を「5,000 円」に、「1,000 円」を「3,000 円」に改め、同表 2 の項 1 の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項中

大袋 1 袋につき 80 円
中袋 1 袋につき 40 円
小袋 1 袋につき 20 円
ミニ袋 1 袋につき 10 円
大袋 1 袋につき 300 円
中袋 1 袋につき 150 円
廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに 10 キログラムにつき 270 円。ただし、搬入重量が 10 キログラム以下のときは一律 270 円とする。

大袋 1 枚につき 100 円
中袋 1 枚につき 50 円
小袋 1 枚につき 25 円
ミニ袋 10 枚につき 125 円
大袋 1 枚につき 600 円
中袋 1 枚につき 300 円
廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに 10 キログラムにつき 350 円。ただし、搬入重量が 10 キログラム以下のときは一律 350 円とする。

廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。 10キログラムにつき110円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律110円とする。	を	廃棄物の処理方法の区分（焼却又は破碎）ごとに10キログラムにつき160円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律160円とする。 10キログラムにつき160円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律160円とする。
---	---	---

に改める。

別表第2中「270円」を「350円」に改める。

第2条 藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項1の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項事業系一般廃棄物を市長の指定する焼却施設又は破碎施設に直接搬入するとき。の項中「350円」を「400円」に改める。

別表第2中「350円」を「400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（第31条から第34条までの改正規定に限る。） 公布の日又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年法律第43号）の施行の日のいずれか遅い日

(2) 第1条の規定（別表第1の1の項の改正規定に限る。） 令和9年4月1日

(3) 第1条の規定（別表第1の2の項1の項に掲げるもの以外の一般廃棄物等の項及び別表第2の改正規定に限る。） 令和9年10月1日

(4) 第2条の規定 令和10年10月1日

（第1条の規定による改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定による改正後の藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、前項各号に規定するそれぞれの施行の日以後に搬入され、又は収集された一般廃棄物に係る処理手数料（第22条の2第1項の規定により排出する場合にあっては前項第3号に規定する施行の日以

後に徴収する処理手数料）及び産業廃棄物に係る費用について適用し、前項各号に規定するそれぞれの施行の日前に搬入され、又は収集された一般廃棄物に係る処理手数料（第22条の2第1項の規定により排出する場合にあっては前項第3号に規定する施行の日前に徴収する処理手数料）及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。

- 3 第1項第3号に規定する施行の日前に、第28条の2の規定により交付された指定収集袋は、令和9年12月31日までの間に限り、これを使用することができる。

（第2条の規定による改正に伴う経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、第1項第4号に規定する施行の日以後に搬入された一般廃棄物に係る処理手数料及び産業廃棄物に係る費用について適用し、同日前に搬入された一般廃棄物に係る処理手数料及び産業廃棄物に係る費用については、なお従前の例による。